



鳥取県公報

平成17年11月25日(金)
号外第189号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|------------------------------|---|
| 告 示 | 県道の区域の決定 (867) (道路企画課) | 1 |
| | 県道の区域の変更 (868) (") | 1 |
| | 県道の供用の開始 (869) (") | 2 |

告 示

鳥取県告示第867号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年11月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路 線 名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|---|-----------------|-----------------|
| 国安桂木線 | 鳥取市古郡家字畑ヶ田102 - 2地先から同市古郡家字畑ヶ田110 - 2地先まで | 19.0 ~ 30.0 | 73.0 |

鳥取県告示第868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年11月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路 線 名 | 変 更 前後別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|------------|-----|-----------------|-----------------|
| | | | | |

| | | | | |
|--------|-----|---|--------------|---------|
| 袋河原八坂線 | 変更前 | 鳥取市河原町袋河原字上ミ内河原1 - 1地先から同市八坂字玉津河原68 - 3地先まで | 8.0 ~ 43.0 | 4,404.0 |
| | 変更後 | 鳥取市河原町袋河原字上ミ内河原1 - 1地先から同市八坂字玉津河原68 - 3地先まで | 8.0 ~ 43.0 | 4,404.0 |
| | | 鳥取市河原町布袋字上ミ三昧4 - 1地先から同市八坂字玉津河原68 - 3地先まで | 12.0 ~ 156.0 | 3,823.0 |

鳥取県告示第869号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年11月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|---|-------------|
| 国安桂木線 | 鳥取市古郡家字畑ヶ田102 - 2地先から同市古郡家字畑ヶ田110 - 2地先まで | 平成17年11月25日 |